

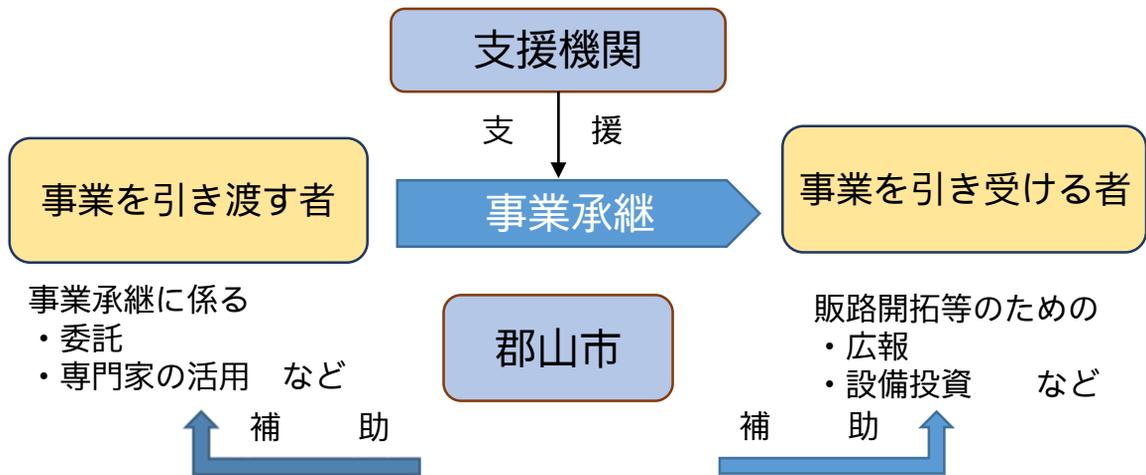
事業承継支援補助金



R6.4.1

事業概要

市内の中小企業者の円滑な事業引継ぎを図るため、支援機関(事業承継・引継ぎ支援センター、日本政策金融公庫、金融機関、商工会議所、商工会)の支援を受けた事業承継(準備を含む。)及び支援機関の支援を受けて承継した事業の販路開拓等に取り組む者に、経費の一部を補助します。



補助の対象事業

補助金の対象となる事業は、次の要件を満たす第三者への事業承継(準備を含む)又は要件を満たして事業承継(親族承継、企業内承継を含む)を行ってから6か月以内に行われる販路開拓等です。

補助の対象者は、対象事業を行う中小企業者等(※)又は創業予定者(事業を引き受ける者に限る。)です。

※中小企業基本法に掲げる者又はその経営権を有する者をいう。

《事業承継》

- ・ 第三者承継を行うこと
- ・ 雇用が継続される見込みであること
- ・ 市内で1年以上営まれている事業が引き継がれ、市内で事業が継続される見込みであること
- ・ 公序良俗に反しないこと

《承継した事業の販路開拓等》

- ・ 雇用が継続されていること
- ・ 市内で1年以上営まれていた事業を引き継ぎ、市内で事業を行うこと
- ・ 公序良俗に反しないこと

補助の対象経費

事業の別	対象経費の例
事業承継 (第三者承継)	事業承継に係る業務のための委託料、謝礼等
承継した事業の販路開拓等	広報費、展示会出展費、店舗改装費、設備工事費等

※ 補助率1/2(上限30万円。親族承継及び企業内承継は10万円)
※ 交付決定後の契約等で、年度内に支払いまで完了する事業に限る。

提出書類

補助事業完了後に次の書類を整えて申請してください。

申請期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

- 1 補助金等交付申請書(＊)
- 2 事業計画書(＊)
- 3 支出内訳書(＊)
- 4 誓約書兼同意書(＊)
- 5 主たる事業所を市内に有することを証明する書類
(1) 法人 履歴全部事項証明書 (発効から3カ月以内)
(2) 個人事業主 住民票の写し 等
- 6 支援機関の支援を受けたことを証明する書類(＊)
- 7 同意書 (＊)
- 8 事業承継の完了日が分かる書類 (例) 株式譲渡契約書の写し
- 9 領収書その他の補助対象経費の支払いを確認できる書類
- 10 他の補助金の交付対象経費が分かる書類(他の補助金の交付がある場合)
- 11 株主名簿等経営権を有する者であることを証明する書類
- 12 事業承継を行ったことが分かる書類(第三者承継の場合)
- 13 委託契約書の写し(補助対象となる委託契約を締結した場合)
- 14 備品の整備台帳の写し(補助対象となる備品を購入した場合)

＊印の様式は郡山市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。

※3については、補助対象経費の内訳を確認できる書類を添付してください。

※11については、法人の事業承継を、その代表者、株主等が行う場合に提出が必要です。

申請方法・お問い合わせ先

《申請・お問い合わせ先》

産業雇用政策課 郡山市朝日一丁目23-7 郡山市役所西庁舎 4階

TEL：024-924-2251

Eメール：sangyouseisaku@city.koriyama.lg.jp

詳細については、郡山市公式ウェブサイトをご確認ください。

🔍 事業承継補助金



郡山市産業雇用政策課LINE公式アカウント 配信中!!

- 中小企業・小規模企業者向けの情報に特化
- SNS(LINE)によるタイムリーな情報発信
- 新型コロナウイルス感染症関連の情報発信



LINEの友だち追加から
ID検索【@881zlyyl】
又はQRコードで登録
お願いします!